

三条市スポーツ推進委員協議会 委員派遣に関する施行細則

(目的)

第1条 本細則は、三条市スポーツ推進委員協議会の委員派遣について必要な事項を定めるものとする。

(派遣対象、派遣範囲)

第2条 派遣の対象は、次のとおりとする。

- (1) 三条市が主催するスポーツ推進事業
- (2) 三条市内のスポーツ団体が主催するスポーツ推進活動
- (3) 三条市立学校及びPTAが主催する課外活動
- (4) 三条市内で主たる活動を行う団体等が、従業員又は住民の福利厚生に資するため行う健康づくり活動又はスポーツ推進活動
- (5) その他規約第5条に準ずる事業

2 派遣範囲は、原則として三条市内とする。ただし、次に該当する場合は、派遣場所、活動時間及び該当事業の性質を踏まえ、委員の要する負担を最大限考慮し、定例会において審査する。

- (1) 三条市内で主たる活動を行う団体等が、市外で健康づくり活動又はスポーツ推進活動を行う場合
- (2) 市外のスポーツ推進委員団体が、第1項に準ずる事業等への代理派遣又は応援派遣を本会に依頼した場合

(派遣依頼の受理、派遣の可否、派遣委員の決定)

第3条 派遣依頼団体（以下「依頼主」という。）による派遣の申請は、「スポーツ推進委員派遣申請書」（以下「申請書」という。）をもって行う。

2 前項の申請書を受理したときは、定例会においてこれを審査し、派遣承認の可否を決定したときは、依頼主に対し「スポーツ推進委員派遣承認（不承認）通知書」により通知する。

(指名の考慮)

第4条 依頼主から、派遣委員の指名があった場合は、これを考慮する。

(派遣委員の事業報告)

第5条 派遣委員は、直後の定例会において、派遣事業の報告を行う。

(派遣報酬)

第6条 派遣に係る報酬は、原則として依頼主の設定額とする。ただし、依頼主において報酬の設定がない場合、事務局と依頼主が協議の上決定する。

2 派遣報酬は会計が管理し、派遣委員に支出する。

(細則の適用除外条件)

第7条 本会を経由せず、かつ委員が個別に対応する派遣の依頼は、本細則の適用外とする。

附 則

この施行細則は、令和7年4月10日より施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

スポーツ推進委員派遣申請書

令和 年 月 日

三条市スポーツ推進委員協議会
会長 様

申請団体名：
代表者住所：
代表者氏名：
電 話：
（担当： ）

次のとおりスポーツ推進委員を派遣くださるよう申請いたします。

行事（依頼内容）名	
日 時	自 令和 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分 至 令和 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分
場 所	
人 数 及 び 対 象	人
内 容 ※開催要項があれば 添付してください	

派遣依頼の内容	種 目	1 ス ポー ツ 種 目 2 レクリエーション種目 3 そ の 他 種 目（ ）
	人 数	人
	時 間 帯	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分
	そ の 他 ※要望、報酬等	

※ スポーツ推進委員の派遣に要する経費（報酬等）は当方が負担します。

様式第 2 号（第 3 条関係）

三ス推第 号の 2
令和 年 月 日

団体名
代表者職・氏名 様

三条市スポーツ推進委員協議会
会 長

スポーツ推進委員派遣 承認 不承認 通知書

令和 年 月 日付けで派遣依頼のありました標記のことについて、
次のとおり 承認 不承認 することとしましたので通知いたします。

記

- 1 行事名
- 2 日 時 令和 年 月 日 ()
午前 (後) 時 分から午前 (後) 時 分まで
- 3 場 所
- 4 派遣者 スポーツ推進委員 氏名

問合せ
三条市スポーツ推進委員協議会事務局
(健康づくり課スポーツ振興室)
担当
電話 0256-34-5447
FAX 0256-34-5572